

対エリトリア 国別開発協力方針

平成 29 年 7 月

1. 当該国への開発協力のねらい

エリトリアは、1961年から1991年までの30年間、エチオピアからの独立戦争及び同期間中に内戦を経験したことに加え、1993年の独立後も1998年から2000年にかけてエチオピアと国境紛争を経験し、2016年6月にも同国との国境沿いで銃撃戦が発生する等、依然として同国との緊張状態が続いている。破壊されたインフラの復興、兵士の動員解除及び退役後の社会復帰、年間数万人の難民の流出防止等が大きな課題となっている。

エリトリアの安定と発展に貢献することは、エリトリアのみならず、アフリカの角地域及び難民の主たる流出先となっている欧州諸国や周辺国の安定にもつながる。

エリトリアは憲法が未施行であり、国政選挙が実施されておらず、同国の民主化や人権状況改善への取組みを注視し、国際社会の対応にも留意しつつ、支援を検討する必要がある。さらに日本は、エリトリアと良好な関係を保ち、二国間経済協力を行っている数少ない国の一つであることも踏まえつつ、支援を行っていく。

2. 我が国の開発協力の基本方針（大目標）：基礎生活支援を通じた社会の安定・発展

エリトリアにおける民主化等への取組を注視し、同国に対する国際社会の対応にも留意しつつ、基礎生活環境の改善等を通じた生活基盤の整備を中心とした支援を進めていく。

3. 重点分野（中目標）：生活基盤の整備

エリトリアの主要開発指数は一人当たり GNI 680 米ドル(2014 年, 世銀), 人間開発指標 187 か国中 182 位(2013 年, UNDP)と深刻であるため、人間の安全保障の観点から、引き続き給水, 食糧援助, 保健等における国民の生活基盤の改善を支援する。

4. 留意事項

現在、エリトリアには日本国大使館及び J I C A 事務所は設置されておらず、在ケニア大使館及び在ケニア J I C A 事務所が兼轄しており、支援態勢に限界があるため、国際機関経由の案件等、効率化を図って支援を実施する必要がある。

(了)

別紙： 事業展開計画